

令和3年10月4日

ご案内

沖縄県薬剤師会
会 長 前濱 朋子
担当理事 吉田 典子

**令和3年度
医療機器販売等の営業所管理者・医療機器修理業の責任技術者に対する継続研修
～ 高度管理医療機器等継続研修会の開催について～**

さて、平成14年に公布され平成17年4月より施行された改正薬事法により、医療機器の安全対策が強化され、市販後安全管理制度の導入により、販売業者等に係る遵守事項が強化されました。

高度管理医療機器等を取り扱う場合は、事前に都道府県知事の許可を受ける必要があります。平成18年度からは、許可を受けた販売業等の営業所の管理者は、薬機法施行規則第168条に基づき、毎年度研修を受講することが義務付けられています。

沖縄県薬剤師会では、この継続研修を事業に組み入れ、継続研修会を開催しております。

つきましては、下記の通り標記研修会を開催しますのでお知らせいたします。

また、今年度は新型コロナウイルス感染症対策の為、Web研修会となります。

(※日本薬剤師研修センターの単位付与はございません。)

記

共 催	公益社団法人 日本薬剤師会 一般社団法人 沖縄県薬剤師会
視聴期間	令和3年12月1日（水）～ 令和3年12月7日（火）
視聴方法	受講料のお支払いを確認後、郵送にてご案内致します。（※インターネット環境必須）
研修内容	I. 薬機法その他薬事に関する法令 II. 医療機器の品質管理 III. 医療機器の不具合報告及び回収報告 IV. 医療機器の情報提供
講 師	I. （公財）医療機器センター 常務理事 新見 裕一 氏 II. 一般社団法人 日本医療機器産業連合会 販売・保守委員会 委員 浦富恵輔氏 III. 一般社団法人 日本医療機器産業連合会 PMS 委員会 委員 三田哲也氏 IV. 公益財団法人 医療機器センター 医療機器産業研究所 主任研究員 本田大輔氏
対 象 者	薬機法施行規則第168条及び第175条第2項に基づく高度管理医療機器 （コンタクトレンズを含む）・特定管理医療機器（家庭用電気治療器、補聴器等）の 販売業及び賃貸業の届出をしている事業所の管理者 薬機法施行規則第194条に基づく医療機器修理業の責任技術者
申 込	別紙受講申込書に記入 またはホームページより申込み用紙をダウンロードできます。
申込締切日	令和3年11月5日（金）必着 （FAXにて返送下さい）
送 付 先	〒901-1105 南風原町字新川218-10 沖縄県薬剤師会 事務局 FAX 963-8932 TEL 963-8930
受 講 料	沖縄県薬剤師会 会員 3,000円、非会員及び薬剤師以外の方 5,000円（テキスト代含む） 受講料は受講申込み後、下記口座へお振込み下さい。 お振込確認後、テキスト等をお送りします。 お振込期限：令和3年11月12日（金）（期限厳守） (お振込手数料は貴殿方でご負担お願いします。) 振込先：沖縄銀行 本店（普通）1150075 一般社団法人沖縄県薬剤師会
修了証書	レポート提出確認後、郵送致します。